

答 申 書
(答 申 第 359 号)

令和 4 年 (2022 年) 6 月 13 日

1 審査会の結論

審査請求人の開示請求について、北海道警察本部長が行った処分は妥当である。

2 審査請求の経過並びに審査請求人の主張及び実施機関の説明要旨

別紙のとおり (省略)

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象個人情報について

本件諮問事案に係る開示請求 (以下「本件開示請求」という。) の内容は、「令和〇年〇月〇日〇時に私 (〇〇) の勤務先〇〇に通帳の落物届けがあると電話した遺失物届出に関する全て」である。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道警察本部長 (以下「実施機関」という。) は、本件開示請求に対して、拾得物件控書 (令和〇年〇月〇日〇〇方面〇〇警察署受理) (以下「本件個人情報 1」という。) 及び要望・意見受理カード (令和〇年〇月〇日〇〇方面〇〇警察署受理) (以下「本件個人情報 2」という。) を対象個人情報として特定し、本件個人情報 1 に記載されている「施設占有者住所・氏名」欄の電話番号及び「官庁内拾得物届」の電話番号並びに本件個人情報 2 に記載されている「関係者 1」の「連絡先 1」の電話番号については、北海道個人情報保護条例 (平成 6 年北海道条例第 2 号。以下「条例」という。) 第 16 条第 2 項第 1 号で適用する同条第 1 項第 7 号に規定する非開示情報に該当し、本件個人情報 1 に記載されている「権利放棄の意思及び氏名等告知の同意の有無」欄の署名については、同条第 2 項第 1 号で適用する同条第 1 項第 2 号及び同項第 7 号に規定する非開示情報に該当し、本件個人情報 2 に記載されている警察官の氏名及び職員番号については、同条第 2 項第 2 号に規定する非開示情報に該当するとして、令和 3 年 9 月 1 日付け道本会 (監) 第 34 号により個人情報一部開示決定 (以下「本件決定」という。) を行った。

審査請求人 (以下「請求人」という。) は、本件決定において開示された個人情報以外にも開示されるべき個人情報があるとして対象個人情報の特定不足を主張し、本件審査請求を行っているが、実施機関は、本件個人情報 1 及び 2 のほかにも本件開示請求に係る対象個人情報の存在を確認したとして、別途、令和 3 年 10 月 22 日付け道本会 (監) 第 42 号により本件決定を変更する個人情報一部開示決定変更決定 (以下「本件変更決定」という。) を行っていることから、本件決定及び本件変更決定 (以下これらを合わせて「本件処分」という。) の妥当性について、以下検討する。

(3) 本件処分の妥当性について

ア 請求人は、本件決定において、開示をしない部分に下記の文書が含まれておらず、開示されないのは不合理であるとして、概ね次のとおり主張する。

(ア) 請求人が令和〇年〇月〇日に〇〇方面〇〇警察署 (以下「〇〇警察署」という。) に出向き、その際に証拠品として持参した、請求人が裁判所に提出した書類が開示されないのは不合理である。(以下「主張①」という。)

(イ) 〇〇警察署担当職員が、裁判所に事実関係の確認をしたとする書面を開示しないのは、不合理である。(以下「主張②」という。)

イ 実施機関は、本件処分に係る請求人の主張に対し、概ね次のとおり主張する。

(ア) 主張①について、請求人が主張する年月日とは異なるものの、令和〇年〇月〇日に、請求人が〇〇警察署を訪れ、本件個人情報 1 である「拾得物件控書」に係る請求人名義の預貯金通帳が裁判所に証拠として提出されたものであることを示す証拠であるとして、「原告準備書面 11 の

写し」、「証拠説明書（甲号証）の写し」、「受領書（下部に「6」と記載）の写し」、「受領書（下部に「7」と記載）の写し」、「通知書の写し」及び「係属証明申請書の写し」の6種の文書（以下これらを総称して「6文書」という。）を持参し、〇〇警察署の職員に対して6文書の写しの作成と受領を求めてきたことから、その場で当該職員が6文書の写しを作成して受領し、〇〇警察署において管理していることを確認した。

- (イ) 6文書は、本件開示請求において、請求人が開示を求める「遺失物届出に関する全て」に相当する請求人の個人情報と解するのが妥当であると判断し、6文書を請求人に追加開示するため、令和3年10月22日付けで本件変更決定を行い、同日付けで請求人に通知した。
- (ロ) 本件開示請求に係る「遺失物届出に関する全て」に関し、本件変更決定により請求人に追加開示を通知した6文書以外に、請求人から取得した文書はない。
- (ハ) 主張②について、本件開示請求に係る「遺失物届出」に関し、〇〇警察署の職員が関係する裁判所に対して口頭により事実関係の問い合わせを行っているが、本件開示請求があった令和〇年〇月〇日の時点では、問い合わせを継続していたため公文書の作成には至っておらず、また、取得もしていないことを再確認した。
- (ニ) 本件開示請求の根拠となる条例第14条においては、「何人も、実施機関に対し、その保有する公文書に記録されている自己に関する個人情報の開示を請求することができる。」と規定し、明確な規定等はないものの、開示請求があった時点において実施機関が保有している公文書に記録されている個人情報を開示請求の対象とすることを想定しているものと解されるから、主張②は認めることができない。

ウ 請求人は、本件処分に対し、本件開示請求に際して他にも対象とされるべき個人情報が存在していたにもかかわらず、審査請求が提起されるまで開示されないのは不合理である旨主張する。

エ 以上の経過を踏まえると、本件決定に対する本件審査請求は、本件変更決定をもってしても継続していると解することができるので、以下、本件処分の妥当性について、当審査会の考え方を詳述する。

- (イ) 当審査会において、本件処分により特定された本件個人情報1及び2並びに6文書を見分したところ、まず、主張①について、実施機関が請求人からの主張も踏まえて追加調査した結果、対象とされるべき個人情報は本件決定で開示した本件個人情報1及び2並びに本件変更決定で追加開示した6文書のみであると認められ、それらはすでに開示されている。

なお、請求人は本件審査請求後に6文書を開示したことは不合理であると主張するが、実施機関が本件審査請求を受けたことを契機として、6文書を対象個人情報として特定することが可能となり、その特定した文書を開示したことに不合理な点は何ら認められない。

- (ロ) 次に、主張②について、条例第14条においては、「何人も、実施機関に対し、その保有する公文書に記録されている自己に関する個人情報の開示を請求することができる。」と規定しているところ、開示請求に係る個人情報は、実施機関が現に公文書に記録し、かつ、保有しているものを対象としていると解される。この点について実施機関は、本件開示請求があった時点では裁判所に対する問い合わせを継続しており、問い合わせに係る公文書の作成には至っていないと説明しているが、実施機関が当該公文書を作成及び管理していないとする主張に特段不合理な点は認められない。
- (ハ) したがって、本件審査請求に理由がない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
令和3年12月2日	○ 諮問書の受理（諮問番号 659） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②審査請求書の写し、③個人情報開示請求書の写し、④個人情報一部開示決定通知書の写し、⑤個人情報一部開示決定変更決定通知書の写し、⑥審査請求の概要、⑦弁明書の写し、⑧反論書の写し、⑨対象個人情報の写し）の提出
令和3年12月13日	○ 本件諮問事案の審議を第三部に付託
令和4年1月31日 （第三部会）	○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 審議
令和4年3月9日 （第三部会）	○ 答申案骨子審議
令和4年4月22日 （第三部会）	○ 答申案骨子審議
令和4年6月9日 （第112回全体会）	○ 答申案審議
令和4年6月13日	○ 答申